

昭和三十年政令第二百四十四号

輸出入取引法施行令

内閣は、輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）第四十条の規定に基き、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

第一条 削除

（事務の処理）

第二条 輸出入取引法（以下「法」という。）第二十八条第二項の経済産業省令に係る事務のうち、同条第五項の規定により経済産業大臣が輸出組合に処理させることができるものは、次のとおりとする。

- 一 承認の申請の受理に関する事務
- 二 承認の申請と経済産業大臣が指示する承認の基準との照合に関する事務
- 三 承認があつた旨の通知に関する事務
- 四 経済産業大臣が明確な承認の基準を定めてこれを官報に公示した場合における当該承認の事務
- 五 当該経済産業省令に係る仕向地において当該経済産業省令の遵守状況又は効果について特に調査する必要がある場合における当該調査に関する事務
- 六 第十二条第一項の規定により徴収する報告の受理に関する事務
- 2 経済産業大臣は、法第二十八条第五項の規定により同条第二項の経済産業省令に係る事務を輸出組合に処理させようとするときは、その事務の範囲並びにその輸出組合の名称及びその事務を処理する事務所の所在地を官報に公示しなければならない。

（負担金の額の限度）

第三条 法第二十八条の二第一項の規定により輸出組合が徴収することができる負担金の額は、承認を受けようとする貨物ごとにその輸出価格の百分の一以下とする。

（特別の議決）

第四条 輸出組合は、法第二十八条の二第二項の認可の申請をしようとするときは、負担金の額及び徴収の方法並びに当該事務の処理に関する計画及び収支予算について、総会又は総代会において、法第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第五十三条又は同法第五十五条第六項において準用する同法第五十三条に規定する議決を経なければならない。

（区分経理）

第五条 輸出組合は、負担金及びこれを運用した場合に生ずる利子（以下「負担金等」という。）に係る経理については、経済産業省令で定める区分に応じ特別の勘定を設け、次に掲げる事項を明らかにして整理しなければならない。

- 一 負担金等に係る収入
- 二 負担金等に係る支出
- 三 負担金等に係る資産及び負債の状況

（認可の条件）

第六条 法第二十八条の二第二項の認可には、条件を附することができる。

（公告等）

第七条 輸出組合は、法第二十八条の二第二項の認可を受けたときは、その実施の日の十日前までに、負担金の額及び徴収の方法を公告しなければならない。

2 輸出組合は、毎事業年度経過後遅滞なく、負担金等に係る経理に関する財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公告しなければならない。

3 輸出組合は、負担金等に係る経理に関する収支予算書及び当該事務の処理に関する計画書並びに前項に規定する書類及び当該事務の処理に関する報告書を事務所に備え、負担金を納付した輸出業者の閲覧に供しなければならない。

（余裕金の運用）

第八条 輸出組合は、次の方法による場合を除くほか、負担金等に係る余裕金を運用してはならない。

- 一 国債の保有
- 二 銀行への預金
- 三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

（委任事務の廃止に伴う措置）

第九条 輸出組合は、負担金に係る法第二十八条第二項の経済産業省令に係る事務を処理しなくなったときは、遅滞なく、当該事務の処理に係る負担金等に係る特別の勘定の債務を弁済しなければならない。

2 輸出組合は、前項の規定により債務を弁済した後当該勘定におも残余があるときは、その処分の方法を定めて経済産業大臣の承認を受けなければならない。

3 輸出組合は、前項の承認を受けたときは、承認を受けたところに従い、遅滞なく、同項の規定による残余の額を処分しなければならない。

4 第二項の規定による残余の額は、負担金を納付した輸出業者に対し、その納付した負担金の限度において、その納付した額に応じて分配するものとする。

5 第四条の規定は、第二項の承認の申請について準用する。

(経済産業省令への委任)

第十条 この政令に定めるもののほか、負担金の徴収に関する手続的事項は、経済産業省令で定める。

(税関長への委任)

第十一条 法第二十八条第二項の規定による経済産業大臣の承認に係る権限であつて、経済産業大臣の指示する範囲内のものは、税関長に委任されるものとする。

(報告)

第十二条 経済産業大臣は、輸出業者から輸出貨物の輸出取引における価格、数量、品質、意匠その他の事項について必要な報告を徴することができる。

2 経済産業大臣は、輸出組合から次の事項について必要な報告を徴することができる。

一 組合員の氏名又は名称及び住所並びに組合員に出資をさせる輸出組合にあつてはその出資口数

二 事業計画及び事業並びに収支予算及び決算

三 組合員たる輸出業者に係る第一に掲げる事項

四 法第二十八条第五項の規定により処理する事務に関する事項

五 法第二十八条の二第一項の規定により徴収する負担金に関する事項

3 経済産業大臣は、輸入組合から次の事項について必要な報告を徴することができる。

一 組合員の氏名又は名称及び住所並びに組合員に出資をさせる輸入組合にあつてはその出資口数

二 事業計画及び事業並びに収支予算及び決算

(通知)

第十三条 経済産業大臣は、法第四条第二項又は第二十八条第四項の規定による処分をしたときは、その旨を遅滞なく税関長に通知しなければならない。

第十四条 法第三十七条に規定する審議会等で政令で定めるものは、輸出入取引審議会とする。

附則 抄

1 この政令は、昭和三十年九月十五日から施行する。

2 輸出入取引法施行令(昭和二十八年政令第二百五十一号)は、廃止する。

附則 (昭和三十一年三月二二日政令第三〇号)

この政令は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年八月三〇日政令第二七四号) 抄

1 この政令は、昭和三十一年八月三十一日から施行する。

附則 (昭和三十一年十月二五日政令第三〇九号)

この政令は、昭和三十一年十一月一日から施行する。

附則 (昭和三十三年一月四日政令第四号)

この政令は、昭和三十三年一月十六日から施行する。

附則 (昭和三十三年三月一三日政令第三二二号) 抄

1 この政令は、昭和三十三年三月十四日から施行する。

附則 (昭和三十三年三月二七日政令第四二二号)

この政令は、昭和三十三年四月十日から施行する。

附則 (昭和三十三年七月一四日政令第二一九号)

この政令は、昭和三十三年七月二十一日から施行する。

附則 (昭和三十三年十一月一日政令第三二二号)

この政令は、昭和三十三年十二月十一日から施行する。

附則 (昭和三十四年四月二七日政令第一五二二号)

この政令は、昭和三十四年五月一日から施行する。

附則 (昭和三十四年九月二六日政令第三〇八号)

この政令は、昭和三十四年十月一日から施行する。

附則 (昭和三十五年五月三〇日政令第一三三二五号) 抄

1 この政令は、昭和三十五年六月六日から施行する。

附則 (昭和三十五年一〇月二五日政令第二七九号) 抄

1 この政令は、昭和三十五年十一月一日から施行する。

附則 (昭和三十六年五月四日政令第一二七号) 抄

- 1 この政令は、昭和三十六年五月八日から施行する。
 附 則 (昭和三十六年六月二七日政令第二一四号)
 この政令は、昭和三十六年七月五日から施行する。
 附 則 (昭和三十六年二月二八日政令第四三二二号)
 この政令は、昭和三十七年一月一日から施行する。
 附 則 (昭和三十七年四月一日政令第一三四号)
 この政令は、公布の日から施行する。
 附 則 (昭和三十七年十一月二二日政令第四三三三三号)
 この政令は、昭和三十七年十二月一日から施行する。
 附 則 (昭和三十八年五月二九日政令第一七八号)
 この政令は、昭和三十八年五月三十一日から施行する。
 附 則 (昭和三十八年八月五日政令第二九七号)
 この政令は、昭和三十八年八月十日から施行する。
 附 則 (昭和三十八年八月二八日政令第三五二二号)
 この政令は、公布の日から施行する。
 附 則 (昭和三十八年二月二六日政令第三九一号)
 この政令は、昭和三十九年一月一日から施行する。
 附 則 (昭和三十九年六月二五日政令第一八一号) 抄
 この政令は、昭和三十九年七月一日から施行する。
 附 則 (昭和三十九年八月二五日政令第二七〇号)
 この政令は、昭和三十九年八月二十日から施行する。
 附 則 (昭和三十九年十二月一〇日政令第三六二二号)
 この政令は、昭和三十九年十二月二十五日から施行する。
 附 則 (昭和四〇年六月二二日政令第二二二二号)
 この政令は、公布の日から施行する。
 附 則 (昭和四〇年七月二〇日政令第二五七号)
 この政令は、公布の日から施行する。
 附 則 (昭和四〇年一〇月五日政令第三三四号)
 この政令は、公布の日から施行する。
 附 則 (昭和四一年三月三日政令第二六号)
 この政令は、昭和四十一年三月十日から施行する。
 附 則 (昭和四一年一〇月七日政令第三四六号)
 この政令は、昭和四十一年十月十七日から施行する。
 附 則 (昭和四一年十二月二〇日政令第三八二二号)
 この政令は、公布の日から施行する。
 附 則 (昭和四二年二月二三日政令第二二二号)
 この政令は、昭和四十二年三月一日から施行する。
 附 則 (昭和四二年二月二五日政令第三六九号)
 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条第二号の二の次に一号を加える改正規定、同条第四号の次に一号を加える改正規定及び同条第七号の改正規定は、昭和四十三年一月一日から施行する。
 附 則 (昭和四三年五月二七日政令第一三三二二号)
 この政令は、昭和四十三年六月一日から施行する。
 附 則 (昭和四四年二月二二日政令第一二二二号)
 この政令は、公布の日から施行する。
 附 則 (昭和四四年九月一日政令第二三三七号)
 この政令は、公布の日から施行する。
 附 則 (昭和四五年二月二四日政令第三四五号)

- この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四十六年三月三〇日政令第五八号)
この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四十七年六月二四日政令第二三四号)
この政令は、昭和四十七年六月三十日から施行する。
附 則 (昭和四十七年一〇月一八日政令第三七七号) 抄
この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四十八年一月二五日政令第三号) 抄
この政令は、昭和四十八年二月一日から施行する。
附 則 (昭和四十八年七月三〇日政令第二一六号)
この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四十八年八月二七日政令第二四四号) 抄
この政令は、昭和四十八年九月一日から施行する。
附 則 (昭和四十八年十一月一日政令第三五五号)
この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四十九年二月一日政令第二一号) 抄
この政令は、昭和四十九年二月四日から施行する。
附 則 (昭和四十九年七月四日政令第二六二号)
この政令は、昭和四十九年七月八日から施行する。
附 則 (昭和四十九年十一月二〇日政令第三八九号)
この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和五〇年六月二七日政令第二〇一号)
この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和五〇年十一月二〇日政令第三六一号)
この政令は、昭和五十一年一月一日から施行する。
附 則 (昭和五十一年三月二六日政令第三六号)
この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和五十一年六月二五日政令第一六五号)
この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和五十一年七月二七日政令第二〇三号)
この政令は、昭和五十一年七月三十一日から施行する。
附 則 (昭和五十一年一〇月八日政令第二七三号)
この政令は、昭和五十一年十月十四日から施行する。
附 則 (昭和五十二年七月二二日政令第二四二号)
この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和五十三年三月一七日政令第三五号)
この政令は、昭和五十三年三月二十七日から施行する。
附 則 (昭和五十四年十一月二六日政令第三〇七号)
この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和五十五年二月一四日政令第八号)
この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和五十八年十一月二日政令第二四七号)
この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和六〇年五月二二日政令第一四七号)
この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和六一年十一月二六日政令第三八九号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六十二年二月二日政令第四〇六号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六十三年二月六日政令第三三二号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年七月九日政令第二四二号)

この政令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律の施行の日(平成九年七月二十日)から施行する。

附 則 (平成九年二月一九日政令第三七三号)

この政令は、平成十年一月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年二月二四日政令第四〇九号)

この政令は、平成十一年一月一日から施行する。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三二一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(委員等の任期に関する経過措置)

第三条 この政令の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれ

の政令の規定にかかわらず、その日に満了する。

一 輸出入取引審議会

附 則 (平成一六年二月二八日政令第四二九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成十六年十二月三十日)から施行する。

附 則 (平成一九年八月三日政令第二三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

(輸出入取引法施行令等の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 旧郵便貯金は、第三十条、第三十九条、第四十条、第四十六条、第五十六条、第七十二条及び第七十三条の規定による改正後の次に掲げる政令の規定の適用については、銀行への預金とみなす。

一 輸出入取引法施行令第八条第二号

(罰則に関する経過措置)

第四十一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年九月二〇日政令第二九二号)

この政令は、公布の日から施行する。